

ペットを飼う皆さんへ

北海道では動物の命を尊重するため「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」を定めています。ペットは家族の一員として、愛情を持ち最期まで面倒を見てください。

ペットを飼う前に、狂犬病予防注射や各種ワクチンなどの接種費用、去勢・避妊手術、予期しない病気などの費用のことも検討しましょう。

飼い主としての責任を自覚し、ペットの安全と健康を守るとともに、ペットがほかの人に危害を加えたり、迷惑を掛けたりしないように十分配慮しましょう。

問合せ 環境課
(☎372-3311・内線4114)



犬を飼うときのルール・マナー

① ふん・尿は必ず片付ける

公園や道路、家の前などで始末していない犬のふんを見掛けたり、春に雪の下から出てきたりします。散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。

尿は、なるべく自宅の敷地内でさせましょう。散歩中にさせるときは、周りの方の迷惑にならないよう綱で管理しましょう。

また、飼育場所は常に清潔に保ちましょう。

② 外で飼う場合は、おりなどに入れるか鎖でつなぐ

鎖は2m以内のものにしましょう。すり減っていないか、首輪が抜けやすくなっていないか、時々点検してください。鎖が付いたまま逃げ出すことは、珍しくありません。

③ 散歩するときは綱を引く

犬を放して散歩させるのはやめましょう。子どもを追い掛けたり、人をかんだりする事故が毎年起きています。「うちの犬は大丈夫」と思っている、ほかの方には迷惑です。散歩中は、綱を短めに持ちましょう。

④ 無駄ぼえを減らす

無駄ぼえを減らすには、根気強いしつけと適度な運動が必要です。周りの方に迷惑が掛からないようにしましょう。

⑤ 狂犬病予防注射を受けさせる

毎年4月上旬ごろ、畜犬登録をした方に狂犬病予防注射の案内を送付しています。動物病院での予防注射や、市内の公園や会館などで実施する集合注射を必ず受けさせましょう。

*集合注射の日程などは、本紙5月1日号でお知らせします。

⑥ 飼い犬がいなくなったときは

捜しても見つからないときは、環境課や最寄りの交番、千歳保健所(☎0123-23-3175)に連絡してください。

⑦ 放浪犬の管理手数料

市が放浪犬を捕獲・保護したときは、市役所で一時保護します。3日たっても飼い主が見つからない場合は、保健所へ搬送します。市から犬を引き取る場合は、手数料がかかります。

手数料

- 返還手数料 1頭=850円
- 飼養管理手数料(2日目以降) 1頭1日=1,200円

啓発看板を貸し出します

自治会・町内会や個人の方に貸し出しています。看板面は縦60cm×横40cmで、高さは140cmです。
*数に限りがあります。



野良猫～よくある苦情や相談～



- 家の周りをうろうろしているので捕獲してほしい
- 子猫を産んだので何とかしてほしい
- 庭や畑を荒らされたり、ふんや尿をされて困っている
- 近所で餌を与えている人がいて迷惑

猫は、市が直接捕獲できる法律的な根拠がありません。避妊・去勢手術をせずに放し飼いにしたり、飼う気のない野良猫に餌を与えたりすることは、野良猫を増やす原因となりますのでやめてください。

また、飼い猫は首輪などをつけ、病気や交通事故、行方不明にならないよう、必ず室内で飼いましょう。